

第37回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年5月27日(月)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時10分

2. 場 所 名取市役所6階第1会議室

3. 提出議案

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に対する意見について
議案第3号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4. 報告事項

- (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地中間管理事業に伴う農地利用集積計画の一部訂正について

5. 出席委員(28人)

会 長 15番 大友 正一

農業委員	1番 相澤 喜美	2番 今野 一忠	3番 洞口 ゆかり
	4番 武田 由美子	5番 入間川 昭一	6番 佐伯 美和
	7番 入間川 康弘	8番 渡邊 正明	9番 大内 繁徳
	10番 布田 順一	11番 松浦 岩男	12番 昆布谷 功治
	13番 松浦 朋子	14番 引地 長一	

推進委員	1番 大内 伸一	2番 山路 康則	3番 長田 幸夫
	4番 菅野 弘一	5番 齋 重昭	6番 遠藤 勝典
	7番 橋浦 福男	8番 三浦 裕一	9番 櫻井 勉
	10番 武藤 光雄	11番 西山 剛	13番 松浦 正博
	14番 相澤 早苗		

欠席委員推進委員 12番 松浦 崇

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 菱沼 弘一 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第37回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第37回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名、計28名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

9番 大内 繁徳 委員 10番 布田 順一 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。洞口ゆかり代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（洞口ゆかり委員）

第4班代表委員の洞口ゆかりです。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年5月27日提出。

番号1、大字・字・地番は、田高字沢目251番1、地目は、登記田、現況雑種地で、登記面積は826㎡です。転用目的は、資材置場及び駐車場です。貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、使用貸借権設定で、期間は許可日より10年間です。兄弟間での

使用貸借です。資材置場の中に物置倉庫3棟、駐車場の駐車数は8台。追認事案で始末書の提出有です。

位置図・公図につきましては議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。申請地は県営名取田高団地の北側100mほどのところに位置しており、すでに資材置場、駐車場として使用されています。追認議案として始末書が提出されています。

申請地は、元々兄弟の両親が田畑として耕作していましたが、相続後は申請地の近くに住んでいた借受人が、除草作業をしながら管理していたそうです。借受人は自営業で電気工事を営んでおり、資材材料を保管する場所を探していたところ、兄所有の申請地を使用することを、兄弟間の話し合いで平成26年5月頃から資材置場として使用を始めたとのことです。昨年、周囲に防風ネットを取り付けていた際、申請地隣隣の耕作者である大内繁徳委員から指摘を受け、今回の申請に至ったとのことです。土砂の流出または崩壊の恐れが無いかについては、砂利を敷き転圧しているため土砂の流出は無く、農業用排水の施設に支障を及ぼす恐れの有無については、雨水排水は自然浸透で対処するとのことです。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れの有無については、申請地周辺は治安が悪く、盗難及び飛散防止のため、西側の道路面には盗難防止のため中の資材が見えないように白のビニールシートで囲い、農地に面する北東側にはメッシュのシートで風通しを良くするものを設置するとのことです。また、申請地周辺は不法投棄が多いため、飛散物がないか、毎日周囲を見回っているとのことです。現地調査の際、周辺の雑草が気になったので、指摘したところ、定期的に草刈りは行っており、周辺農地の営農に支障はないものと確認しております。場所に応じては、ゴムマットを敷いている箇所もありました。

議案1号1番につきましては、5月23日の担任委員会で現地調査を行い、申請人本人から実情を聴取しました。申請地は適切に管理されており、周辺の耕作者との関係も良好のようです。実情聴取の際、今後はこのようなことのないように、法令に基づき手続きを行うよう注意しました。申請人本人も違法転用とは知らなかったとはいえ、不法に使用したことを謝罪し深く反省をしていることから、追認は止むを得ないと考えます。

番号2、大字・字・地番は、愛島笠島字北沢10番1外7筆、8筆の内、地目が登記田、現況畑が2筆、登記・現況共に畑が6筆です。登記面積は合計2,045㎡です。転用目的は、太陽光発電設備。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買で、1㎡あたり1,467円、総額で3,000,000円です。太陽光パネル204枚、パワーコンディショナー、メンテナンス車両駐車場として使用します。

位置図・公図につきましては議案書の3ページ、土地利用計画図及び農地法5条の判断基準は担任委員会資料3ページ、4ページをご覧ください。申請地は、愛島に位

置する仙台カントリークラブ名取コースの北東約400mのところに位置しています。譲受人は近畿地方一帯で鉄筋・土木・外構設備など建設全般の工事を請け負っている会社です。また、昨年の9月頃からは太陽光発電設備をはじめ、福島県で2件、宮城県では今回の申請地を含む3件を計画中とのことです。

申請地は、所有者の身体的障がいと後継者の不在により農地の管理が困難な状況であり、現在は遊休農地になっています。今回の申請は、株式会社エルプランを通じて太陽光発電設備を設置できる場所を探していた譲受人に申請地の話があり、売買の申請に至ったということです。盛土の予定は無く、土砂の流出は有りません。雨水は自然浸透により処理するため、農業用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れはありません。周辺農地への営農条件に支障を及ぼす恐れの有無については、獣害対策、安全確保のため申請地周辺にフェンスを設置する、除草作業も状況に応じては防草シートを使用することを考えているそうです。

5月23日の担任委員会で現地調査を行いました。譲受人の社員と株式会社エルプランの代表から実情を聴取しました。現地調査を行った際、申請地が大分荒れており、条件の良い土地ではないことを指摘したところ、許可が下りた後は責任を持って管理、整地する、面積を広くとりパネル配置を考慮し、近隣の方から指摘があった場合は、早々に対処するとのことでした。許可が下り、工事着手の際は、資材運搬時には近隣住宅道路破損等に十分注意するように指導しました。

番号2番につきましたは、お配りした農地転用許可基準及び審査内容のお示しのとおり農地法5条の判断基準及び転用内容には問題ないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第1号1番から2番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番については、資材置場及び駐車場への転用であり、借受人が電気工事業を営んでおり、平成26年頃、転用許可を受けずに兄所有の遊休農地を使用貸借により資材置場及び駐車場としたものです。現在も資材置場として、物置倉庫3棟（スーパーハウス）、鉄骨足場資材、駐車場として利用されており、砂礫等の飛散を防止するため、防風ネットを設置しています。さらには、畦畔の草刈りも適宜実施しており、周辺農地への病虫害対策も行っている状況にあり、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。申請人からは始末書が提出されており、追認は止むを得ないと考えます。

2番は、太陽光発電設備への転用であり、草刈りの適宜実施や獣害対策のフェンスの設置を行うこととし、近隣の住環境に影響を及ぼさないよう、住民との調整をお願いしました。土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。

以上、1番から2番については、申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 8 番（渡邊正明委員）

疑問があるのは2番です。太陽光発電ということで、総会前に議案書資料の訂正で資材置場をメンテナンス車両駐車場ということに直してほしいということですが、担任委員会資料4ページの写真に写る資材置場が、メンテナンス車両置き場になるということなののでしょうか。当初の資材置場は無くなり、写真の中の赤い部分を資材置場とするということなののでしょうか。あと、もう1点、譲受人法人の所在地が京都府ですが、京都から来て工事の施工を行うのでしょうか。それとも下請け、支店等が行うのでしょうか。この2点を質問します。

○ 議長（大友正一会長）

事務局、お願いします。

○ 事務局（仙石局長）

本日皆様にお配りしました追加資料1枚目をご覧ください。先に配付しました担任委員会資料のカラー刷りにおいては、パソコンというところがありましたが、こちらの方に太陽光パネルを設置する予定に急遽変わっております。資材置場ですが、この図面では左端の方等にメンテナンス車両駐車スペースと記載しておりますが、資材置場の方に変更したいということで、修正の追加資料の提出があった状況です。ちなみにこちらの土地ですが、3方向、3奥といいますか、右側、南東は水路、あとは山林、南側市道の斜面となっておりまして、基本の道路が突っ込み道路以降行ってこのまま通り抜けができない状況です。そうしますと、作業用車両が回転する場所が無いので、一番端の西側の方、図面では2、左の方にありますが、こちらにメンテナンス車両の駐車スペースを設けたいということで計画が変更されております。パワーコンディショナーにつきましては、こちらの図面で言いますと10-2の1番の角の辺りとその上の23-2の角のところに設置予定ということで計画しており、図面には記載は無いのですが確認したところ、その様な回答をいただきました。

譲受人法人の所在地が京都という件ですが、先ほどの代表委員からもご説明がありましたが、福島県、宮城県で今計画を実行中で、福島に事業所を設けているということです。仙台市内にも一応、従業員宅に事業所を設けていると聞きますが、福島県の方から作業員等を派遣して工事を進めるということで確認をしております。

○ 議長（大友正一会長）

渡邊委員よろしいでしょうか。

○ 8 番（渡邊正明委員）

これが現況図ということですが、この後また変更があるのですね。パソコンも入っておりませんし、暫定的な物だと感じます。

○ 議長（大友正一会長）

事務局、お願いします。

○ 事務局（仙石局長）

一応、こちらをベースにしてこの図面北側に車庫とありますが、こちらの住民の方と協議をしながら設置をしていきたいという話をいただいております。鍋底の様な地形なので、どうしても日当たりの関係もあり、パネルを最大限設置するというのは少し難しいというお話はいただいております。ただしその様な状況の中で、最大限の枚数は確保していきたいという説明を受けております。極端に半分に減る様なことはないかと思います。

○ 議長（大友正一会長）

図面上には載っていないということで、これから現場で交渉しながら設置場所を決めるとのことで、決まればその時は農業委員会には説明はなされるのですか。事務局は、譲受人へそこまでは言っていないですか。

○ 事務局（仙石局長）

そこまでは、確認しておりませんが、ここには2件ほど住宅がありますので、反射光等その様なものも考慮しながら考えていきたいという回答はいただいております。

○ 議長（大友正一会長）

傾きとか、太陽光パネルを立てるにあたり住民の人たちと協議して立てていくということですか。

○ 事務局（仙石局長）

はい。土地の面積に合わせて最大限の枚数を設置していきたいということで話を受けております。

○ 議長（大友正一会長）

施設に関しては、後どの辺に立てるのか、決定したら報告を農業委員会の方に上げていただければもっと良いと思います。渡邊委員、どうでしょうか。

○ 8番（渡邊正明委員）

そうですね。計画がきちんと決まったわけではないのに、私たちがここで了解した後、この近隣の農家の人たちとトラブルが起きたなどということもあるといけないので、手順を踏んできちんとやっていただき、最終的に報告をいただければありがたいと思います。私たちが説明を受けたものと実際違う、乖離があったら困ります。

○ 議長（大友正一会長）

そうですね、取り消しではなく保留という形もあります。きちんとした図面、きちんとした協議行っただけで申請しましたという文言が無ければこの案件を可決するのはかなり難しい問題ではと考えます。皆さん諸知見も関わってきますので、これを保留にするかどうかを協議すべきなのでしょう。

他にございませんか。

○ 5 番（入間川昭一委員）

この太陽光発電設備の設置ですが、法制度の改正で太陽光発電パネルを山林への設置することがとても厳しくなったため、このような農地の申請かと思います。新制度では、このような譲渡しをする場合、近隣1 kmから2 km範囲の全住民を集めての説明会を開催することが必要で、この件では説明会を開いたようだと思うのですが、その辺を具体的に説明願います。

○ 議長（大友正一会長）

事務局、そのことについて説明はありましたか

○ 事務局（仙石局長）

はい。今回の申請にあたって、近隣の住民には説明を一応している、2月に行われたということで確認をしております。入間川昭一委員からのお話は、4月1日から法改正がありまして、出力ワット数に応じて100m、200mと決められた範囲で住民説明会の開催が義務付けられたということですが、設置が決定したところで説明会をするような形になっていますので、転用許可申請の段階で説明するというのではなく、許可が下りて、県にも届出を出すことなので、その段階で計画が進めば近隣の住民に説明会を実施しなくてはいけないという法制度になっています。

○ 議長（大友正一会長）

入間川昭一委員よろしいでしょうか。

○ 5 番（入間川昭一委員）

わかりました。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

近隣の人たちには、まず転用が決まってから、その大きさによって、地域住民、又は町内会とか、その地区の人たちと話し合っただけということなんです。国の方でそのような取り決めがなされたわけですが、いかにせん、この案件は機械的設備の設置場所が未定というところが一番の難点かなと思いますが、これは皆さんの判断にお任せします。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、この案件について皆さんにお伺いをいたします。

○ 9 番（大内繁徳委員）

今のお話なのですけれども、第1号議案全部で決をとるのではなく、番号1と2で分けての決をとる、ということをお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございます。

番号2、太陽光の件ですね。賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

賛成が9名、反対が6名。

ということは、賛成ですね。

○ 議長（大友正一会長）

しかし、私の意見としては、やはり、設置場所が決定したなら、当農業委員会の方へ、その場所とどの程度の規模の発電施設を立てるのかについて報告する義務を付与してください。皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号について、原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書4ページをご覧ください。議案第2号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて令和6年5月9日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和6年5月27日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規10件24,752㎡、更新0件、合計10件24,752㎡。

2 利用権を設定する土地

田20筆23,439㎡、畑1筆1,313㎡、合計21筆24,752㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定5件、所有権移転5件。

② 賃借権の存続期間。3年2件、5年1件、10年2件。

③ 借賃（10a当り）。30kg1件、45kg2件、60kg1件、
10,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。200,000円1件、490,000円1件、
786,600円1件、1,200,000円1件、
1,400,000円1件

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和6年5月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書5ページから6ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、議案第2号は原案のとおり承認といたします。

次に、議案第3号に入る前に議案と関連がありますので、松浦正博推進委員は退席をお願いします。

（松浦正博推進委員退席）

《議案第3号 名取市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「名取市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。議案第3号につきましては事務局説明となりますが、説明は農林水産課小松課長補佐並びに石野主事が行います。

（説明員、市長部局生活経済部農林水産課小松課長補佐、石野主事入室）

○ 議長（大友正一会長）

最初は、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

議案第3号、「名取市農業振興地域計画の変更に係る意見について」このことについて、令和6年4月23日付け名農水第39号により名取市長から農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、別紙「当該計画変更（案）」について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を令和6年5月28日（火）まで求められているので提案する。令和6年5月27日提出。

1. 意見を求められている内容

別紙「名取市農業振興地域整備計画変更理由書（案）」のとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、説明員の方、よろしくお願いします。

○ 説明員（小松農林水産課長補佐）

農林水産課長補佐の小松と申します。よろしくお願いいたします。本日は、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、議案第3号につきまして説明をさせていただきます。お手元にお配りしております資料、様式第6号の2をご覧ください。今回お諮りいただきます農用地利用集積計画変更案件につきましては、松浦正則さん所有の農地、愛島笠島字一本71番、72番、81番1の3筆、合計2,511㎡について、乾燥調製施設及び大豆調製施設を建設するため、農業用施設用地へ用途を変更するものです。この用途区分の変更によりまして、農地が25.1a減少、農業用施設用地が25.1a増加、ということになります。こちらは、用途区分の変更後農地転用を行う予定と聞いております。本件につきまして、同意・不同意について、ご意見をお伺いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今、農林水産課の小松課長補佐から説明がありました。

これについて質問はありますか。

○ 農地利利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

推進委員の菅野です。位置図を見ております。98番3が自宅で、自宅のところの用途区分の変更としての届出なのでしょうか。

○ 説明員（小松農林水産課長補佐）

自宅は、離れたところにあります。そのまま西の方に向かいますと愛島小学校の方へ向かう道となりまして、松浦正則さんの自宅ではありません。

○ 議長（大友正一会長）

自宅は近くではないのですがここに農地を持っていたということで、ご理解をいただきたい。ここは農振農用地域ですので、農業用施設のために転用を検討しているということです。

○ 事務局（仙石局長）

こちらの図面ですけれども、この交差点は愛島の交差点です。下の方に行きますと小豆島の方に行きます。名取ゴルフガーデンの方へ向かっていく市道となっています。こちら右左に向かっているのは、県道岩沼名取線になります。交差点から上ると愛島小学校があります。皆さんから向かって左側のこの建物については、渋谷材木店のプレカット工場になります。この反対側に渋谷材木店の事務所があります。その内北側あるのが、昔の名取ニューホンダです。渋谷材木店から向かって右側にあるのは愛島駐在所跡で、こちらの交差点になります。今回の施設用地への変更の土地の下側につきましては、貸農園を行っていた場所に新たに乾燥調製施設として、用途変更をお願いすることになっています。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。

その他質問はありませんか。

○ 8番（渡邊正明委員）

ただ今局長から説明があったのですが、ここは、以前貸農園として議案が上がって

きた場所と記憶しています。貸農園を止めて乾燥施設を建てるということなのでしょうか。

○ 事務局（仙石局長）

貸農園につきましては、こちらの図面でいえば127番の場所に家が建っているのですが、こちらの方に貸農園の方は移転しているということで確認しております。

○ 8番（渡邊正明委員）

要するに、今まで70番と71番、この辺りが貸農園だったということですが、今度その場所に乾燥機施設等を建設するので、局長が説明された127番の方に移転したということですね。

○ 事務局（仙石局長）

そういう事になります。

○ 議長（大友正一会長）

この場所の隣接地は、案件として昨年、農業振興地域整備計画変更申請を経て農地法第4条申請で貸農園駐車場ということで許可が下りています。ただ、ここでも地域計画について盛んに話し合いがされ、ライスセンター、大豆センター等の施設について色々と考えた末に、農業振興地域を外してもらうため農林水産課へ届出を行い建築に至るというような形ですね。

他に質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、議案第3号は原案のとおり承認といたします。

ここで、松浦正博推進委員には着席をお願いします。

また、農林水産課の皆さまには、どうも苦労様でした。

（松浦正博推進委員入室、生活経済部農林水産課小松課長補佐、石野主事退席）

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画の一部訂正について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項（3）「農用地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画の一部訂正について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（5）について説明を行い、届出を受理した

旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

○ 9 番（大内繁徳委員）

報告事項（1）ですが、地目畑、現況山林で面積が1,619㎡。ここは傾斜地ということで考えてよいのでしょうか。それとも平坦地なのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

事務局説明をお願いします。

○ 事務局（仙石局長）

こちらにつきましては、畑の方は長らく放置していた状況でして、雑木林が繁茂しているという状況になっています。こちらにつきましては、名取が丘保育所の東の方ということになります。集会所とかもあった場所の奥、北側には平坦地が若干あるのですが、開発するところは平坦なのですが、その辺りは、少し山といえますか、鬱蒼とした山林になっております。

○ 議長（大友正一会長）

皆さんは、年に一度耕作放棄地、休耕地を色々とも見てもらっている中で、この場所は耕作放棄地リストに入っていたのでしょうか。

農業委員として深く考えますと、これは、畑を荒らしておいて、畑に回復できないので売ります、という案件です。宅地として土地を売る方が、価格は高くなります。8月の農地調査をきちんと行わないと、この様なことが起きてきます。以前も愛島の方で、段々の田でしたがこの様な案件がありました。非農地調査は図面だけを見て判断するのではなく、現地の奥の方まで見てこないと分かりません。耕作放棄地については、より厳しく見ていただきたいです。私からは以上です。

他にありませんか。

○ 1 番（相澤喜美委員）

報告事項（3）ですが、「農地利用集積計画について錯誤により」とありますが、この錯誤とはどのようなものなのか、具体的に説明をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

どういう風な状況で、この様になったかということですね。事務局お願いします。

○ 事務局（伊藤主査）

農地中間管理事業に伴う集積計画の件につきましては、農林水産課の方で取りまとめて、その報告を農業委員会に上げて、総会資料を作成し、その総会資料に基づいて公告するわけなのですが、農業委員会としましては、農林水産課で作成した資料を議案書としてそのまま提出してしまったということです。よって中間管理事業における集積計画自体誤りではないのですが、その議案書を作成、及びその議案書に基づく公告、これの作成において単純な記載誤りがあったということです。本人同士の貸貸借

の契約について問題はないわけですが、公告を基にした土地改良区の水利関係の精算部分に影響が出たことで今回発覚したようでございます。

○ 1 番（相澤喜美委員）

今回は、中間管理機構の関係ですが、我々が携わる農用地利用集積計画の部分で、誤りがあった場合、今回の様な報告でよいのでしょうか。我々の責任の分野とのからみで質問します。

○ 議長（大友正一会長）

その問題につきましては、農林水産課の方から事情をききまして、顛末を文書にして報告をお願いしたいと思います。事務局は次回の総会時に皆さんの方に報告をしてもらえれば幸いです。

○ 事務局（伊藤主査）

先ほどお話申し上げましたとおり、集積計画自体は誤りのあるものではないので、その辺りは有効であると考えます。ただ議案書及びその公告をもって有効となるわけなので、その公告と異なっていたということです。農林水産課に確認したいと思います。

○ 議長（大友正一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（1）、から報告事項（3）について承認いたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

〔6月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔農業委員辞令交付式及び農地利用最適化推進委員辞令交付式の説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第37回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時10分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年5月27日

名取市農業委員会
議 長

大友正一

署名委員 9番

大内繁徳

署名委員 10番

布田順一